

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限の更新について



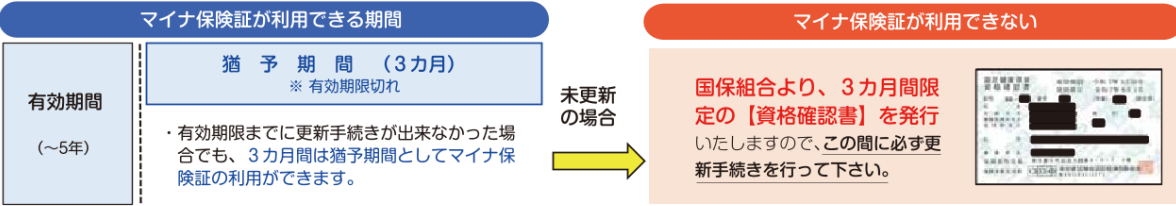
現在お持ちのマイナンバーカードにつきまして、下記の通り有効期限が設定されています。更新については、有効期限の2～3か月前にお住まいの区市町村から更新の通知が送付されておりますので、各区市町村の窓口等にて、更新手続きを必ず行って下さい。

マイナンバーカード	利用者証明用電子証明書
<ul style="list-style-type: none"> 発行日から10回目の誕生日まで 発行時に18歳未満の方は5回目の誕生日まで ※ 申請受付日が令和4年4月1日より前の方は「18歳未満」を「20歳未満」と読み替えて下さい。	<ul style="list-style-type: none"> 年齢にかかわらず発行日から5回目の誕生日まで

更新手続きをされていない方への対応

利用者証明用電子証明書の有効期限が切れてから3か月は猶予期間としてマイナ保険証を利用することができますが、その間に更新手続きを行わないと、マイナ保険証として利用することができなくなります。

そのため、国保組合より3か月間限定の資格確認書を発行いたしますので、この間に必ず区市町村の窓口にて更新手続きを行って下さい。



国保だより

国保組合事務局
TEL 03-6261-2571
FAX 03-6261-2572



《加入者数》

組合員	1,887人
家族	1,877人
後期高齢者組合員	110人
計	3,874人

(2025年12月末現在)

- おいせ**
- 保険料は期日内に納めましょう
 - 交通事故やお仕事中のケガは職能国保へ届け出を
 - 住所変更・家族の異動は14日以内に届け出を

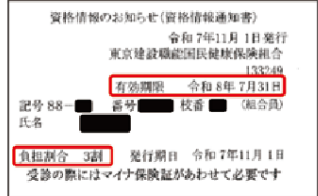
所得調査へのご協力ありがとうございました

今年度の所得調査が完了いたしました。結果については、今後の補助金の算定資料となるため、都への報告も完了しています。ご協力ありがとうございました。

高齢受給者証の発行について

オンライン資格確認により70歳以上の方の高齢受給者証の負担割合が電子的に確認できるようになっています。また「資格確認書および資格情報のお知らせ」に一部負担割合と有効期限の記載をしているため、今後は従来の高齢受給者証の発行はいたしません。

今後、70歳に到達される方および、負担割合が変更となった方につきましては、一部負担割合と有効期限が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行いたします。



◆ 従来の高齢受給者証をお持ちの方
令和7年8月の一斉更新時に発行いたしました高齢受給者証をお持ちの方につきましては、引き続きご利用いただけます。万が一、従来の高齢受給者証を紛失された場合でも、マイナ保険証または令和7年10月以降の「資格確認書（一部負担割合の記載あり）」にて受診が可能です。

* マイナ保険証が利用できない医療機関については、令和7年10月以降の「資格情報のお知らせ（一部負担割合の記載あり）」をマイナ保険証と併せてご提示ください。

医療費のお知らせ（医療費通知）をお送りしています

建設職能国保に加入されている世帯へ、年2回（11月・翌2月）医療機関（薬局含む）でかかった医療費の額を「医療費通知」としてお知らせしています。

医療費通知は、自身の健康に対する認識を深め、医療保険の健全な運営を図ることを目的として実施しています。

確定申告の際に医療費控除を受ける場合、医療費通知を添付することで「医療費控除の明細書」の記載の一部を省略することができますので、ぜひご利用ください。

再交付はできませんので、届いたお知らせは大切に保管してください。

令和8年4月26日(日) 元気ハツラツ！健康セミナーを開催します

来年度もナップアウトドアスポーツ株式会社より健康運動指導士・寺田先生をお招きし、「歩いてつくる健康づくり～今日から始めるウォーキング習慣～」と題して健康づくりのためのセミナーを開催いたします。今年もInBodyによる測定も実施予定です。

前回参加された方も、初めて参加される方も、現在の「自分の体」を知る絶好の機会です。

正しいウォーキングを学び、春の景色と空気を感しながら皆で一緒にウォーキングしましょう！

★参加記念品もご用意しています★
開催内容については同封のチラシまたはホームページをご参照ください。

建設職能のお知らせ

例年通り、3月末に当組合の事業案内をご自宅にお送りします。

～内容～

- 建設職能のご案内
- 保険給付のご案内
- 各種補助金のご案内
- レジャー施設等の割引について

上記のような、役立つ情報をわかりやすく記載しておりますので、お手元に届きましたら是非一読ください。

